

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年10月から50年8月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、昭和50年10月から51年7月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を51年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年9月20日から50年9月1日まで
②昭和50年9月30日から51年8月1日まで

私は昭和49年9月20日から51年7月31日まで、A社で継続して勤務した。しかし、A社における厚生年金保険加入記録は、50年9月1日から同年9月30日までの期間となっている。同時期に入社した同僚の名前や同じ仕事をしていた同僚の名前を覚えているので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同様に営業職であった複数の同僚の供述から判断して、申立人は、A社に昭和49年9月ごろに入社し、継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の複数の経理及び総務事務担当者は、「営業職の従業員は、入社後1か月から2か月後には全員正社員となり、厚生年金保険に加入していた。」、「事業所における厚生年金保険に関する取り扱いは一律であっ

た。」と供述しており、申立人と同じく営業職であった複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、自身が入社日とする日の属する月の翌月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格の取得日は、昭和49年10月1日と認めることができ、同年10月から50年8月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和49年10月から50年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事し、申立期間前後に資格取得した同僚の標準報酬月額の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年10月から50年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人と同様に営業職であった同僚の供述から判断すると、申立人は、A社において、現在、厚生年金保険加入記録のある期間から継続して、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社を退職した時点について、「次に就職した会社への入社は9月であり、A社を退職してから次に就職するまでは2か月ほど期間が開いたことからA社を退職したのは7月である。また、自分が退職した後、しばらくしてからA社の自社ビルが完成した。」と述べており、このことについては、当該ビルに係る不動産登記簿謄本における「昭和51年8月*日新築」とする記載とも符合する。

さらに、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日について調査したところ、同時に18人が被保険者資格を喪失している日を除き、約3分の2の被保険者に係る資格喪失日が月の1日となっており、当該事業所においては、月末を退職日とし、翌月1日を被保険者資格の喪失日として手続を行うことが一般的であったことがうかがえる。

加えて、申立期間に当該事業所に在籍し、退社日について回答を得ることができた元従業員10名のうち9名は、いずれも、退社したとする時期と厚生年金保険の被保険者資格の資格喪失日がおおむね一致していることから、申立期間当時、当該事業所において、退職日以前に厚生年金保険の被保険者資

格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 10 月から 51 年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 9 月の社会保険事務所の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年1月24日、資格喪失日に係る記録を同年3月21日とし、申立期間のうち同年1月の標準報酬月額を20万円、同年2月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月24日から同年3月21日まで

「ねんきん特別便」を見て、A社における被保険者記録が漏れていることに気付いた。保険料が控除されている給与明細書を持っているので同社に問い合わせたところ、「会社の手続ミスなので、第三者委員会に申し立てるように」と言われ、申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が同社に平成17年1月24日から同年3月20日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち平成17年1月の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から20万円、同年2月の標準報酬月額については、給与明細書の給与総支給額から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が手続誤りのため申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届の社会保険事務所への提出を行っていないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年1月及び2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月20日から同年9月1日まで

私は、昭和35年4月に入社してから60年4月に退職するまでの間、一貫してA社及び同社のグループ会社に勤務してきた。途中で退職した覚えは全くないにもかかわらず、B社で勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いのは納得できない。申立期間の私の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社で一緒に働いていた複数の同僚の証言及び転勤の経緯や当時の同事業所の業務内容に関する申立人の申立内容から判断して、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びA社の閉鎖登記簿謄本から、A社とB社の事業主は同一であることが確認できること、また、申立人は、A社の上司にB社への転勤を命じられ、その後、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和40年4月27日に、同僚4名とともにA社で被保険者資格を取得していることから、B社は、申立人が申立期間前後に勤務していたA社とグループ会社であると考えられ、申立人は、グループ会社間を異動したと認められる。

ところで、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所において被保険者資格を取得した日と同日の昭和39年9月1日であり、申立期間は、適用事業所としての記録は確認できない。

しかしながら、申立人と同時期にB社に勤務していた同僚は、同事業所の

従業員は現場の製造作業と営業を担当する者のみであり、給与事務担当者はいなかったとしていることから判断すると、申立人の申立期間の給与については、異動前のA社から継続して支払われていたものと考えるのが自然であり、厚生年金保険料についても、継続して給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に閉鎖され、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 5 年 6 月 22 日まで
代表取締役として勤務していたA社における被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、在職時の報酬額と相違していた。標準報酬月額の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、53 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 6 月 22 日）の後の平成 5 年 8 月 20 日付けで、2 年 10 月から 5 年 3 月までの標準報酬月額を 9 万 8,000 円に、5 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額を 32 万円に、それぞれ遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立事業所に係る登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納の記憶が無いと主張しているが、申立期間当時、申立事業所の経理事務を担当していた従業員は、「平成 5 年 5 月の社会保険料の滞納があり、事業所が倒産した後に、社会保険事務所の職員が訪問してきたことがある。」としている。

さらに、申立人は、申立期間当時、社会保険の手続は委託先の社会保険労務士に、また、会社の経理事務は従業員に任せ、このような遡及訂正の手続を行った記憶が無いとしているが、委託先の社会保険労務士や経理担当従業員は、「社会保険事務所への届出等の業務は行っておらず、遡及訂正手続には関与していない。」としていること、及び標準報酬月額の減額訂正は申立人を含む役員 3 人に限って行われていることから判断すると、当該減額訂正に係る届出について、代表取締役であった申立人が関与せずに行われたとは

考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。